

学校体育施設開放について

喜多方市立第二小学校

1 趣旨

地域住民のスポーツ活動の場を確保するため、市立学校の施設を市民一般に開放する。

2 開放の実際について

(1) 「喜多方市公立学校施設の開放に関する規則」により開放する。

(2) 開放の内容について

① **夜間の開放**について 市教育委員会に登録した団体で、市教育委員会に許可された団体

ア 開放期間、時間

- 体育館 4月1日～3月31日 午後7時00分～午後9時00分
- 校庭（夜間照明） 4月1日～3月31日 午後6時30分～午後9時00分

イ 利用手続き

- 市教育委員会教育部生涯学習課スポーツ振興係で申請する。

ウ 利用方法及び施設利用上の心得 別紙

エ その他

- 定期的に活用している団体有り

② **上記以外の開放**について . . 市教育委員会に登録した団体で、市教育委員会に許可された団体

市教育委員会が共催している大会等

ア 開放期間、時間

- 体育館 4月1日～3月31日 上記以外の時間及び学校の教育活動に支障がない場合。

- 校庭 4月1日～3月31日 上記以外の時間及び学校の教育活動に支障がない場合。

イ 利用の手続き

- 喜二小事務室へ許可申請書を提出し、受理されること。
 - ・すでに受け付けてある場合、学校行事等で使用できない場合は、申請を訂正
 - ・都合により2団体が同時に使用する場合あり、団体相互で調整

- 許可書を管理員に見せる。
 - ・体育館の鍵、プールのトイレの鍵を借用する。

ウ 利用方法及び施設利用上の心得 別紙

エ その他

- 定期的に活用している団体有り
- 学校体育施設利用許可書は、喜二小事務室

1 利用の方法

- (1) 団体の利用者は利用する際に利用許可書を管理指導員に提示し、その指示に従って利用を開始する。
- (2) 利用終了後は直ちに体育用具を利用前の状態に回復し、施設を清掃した後、当該管理指導員に報告し、その確認を受けてから利用日誌に必要事項を記入してください。
- (3) 許可を受けた日に諸事情により利用を中止する場合は、必ず事前に当該管理指導員にその旨を連絡してください。

2 施設利用上の心得

(1) 利用団体の遵守事項

- ① 利用時間を遵守すること。利用時間は、後片付け及び施錠を含めた時間であるため、午後9時には消灯して退出すること。
- ② 利用許可書記載の目的以外には利用しないこと。
- ③ 利用する施設以外の場所には立ち入らないこと。
- ④ 火災防止、事故防止等の安全確保に努めること。
- ⑤ 事故発生ときは、適切な応急処置をとるとともに管理指導員に必ず連絡すること。
(事故報告マニュアルを参照)
- ⑥ 学校施設内での飲酒、及び物品の販売行為を絶対にしないこと。
- ⑦ 学校敷地内への空き缶、空き瓶、ゴミ等の投げ捨ては絶対にせず、各自で持ち帰るよう団体の責任者においてはメンバーに指導すること。
- ⑧ 学校の敷地内は、完全喫煙になっているため敷地内での喫煙は絶対にしないこと。
- ⑨ 子どもをつれてきたときは、団体の責任において危険な遊びや施設の破損などのないよう目を離さないこと。
- ⑩ 校庭には車を乗り入れないこと。車は学校敷地内の既定の駐車スペースに駐車し、路上駐車は絶対にしないこと。(喜多方市教育委員会は、駐車中の車両の損傷等について責任一切負いません。)
- ⑪ 利用団体の構成員はスポーツ安全保険に加入することが望ましい。

(2) 体育館利用の場合

- ① 清掃はきちんとすること。特に、トイレ清掃は当番を決めて必ず実施すること。
- ② ステージには上がらないこと。

(3) その他

- ① 駐車場は、校舎北側駐車場を利用すること。
※ 校舎と幼稚園校庭の間のスペースには、駐車しないこと。
- ② 校庭利用の場合、トイレはプール内を使用すること

※ 喜多方市教育委員会の利用の手引きによる。